

労働災害事例

自走したトラックに挟まれ死亡

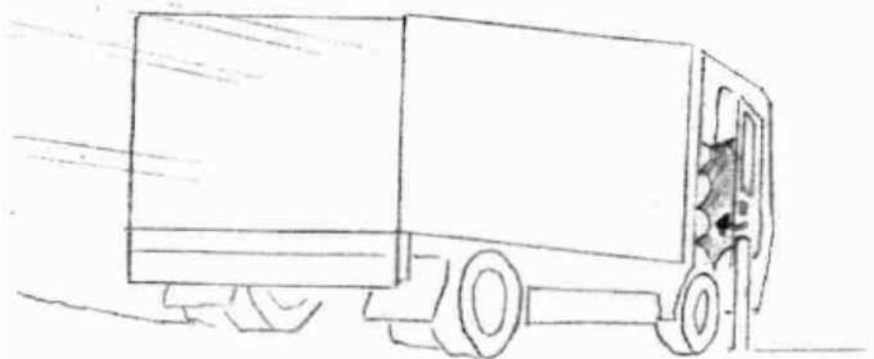
発生状況

乗用車で事業場の駐車場まで運転してきた被災者は、乗用車から降車して駐車場に駐車していたトラックを傾斜のある駐車場出入口まで移動させた後、乗用車をもともとトラックの駐車していた位置に移した。その後、トラックに戻ってきた被災者が運転席側のドアを開けハンドルに手をかけたところ、トラックが前進方向に自走を開始した。

その後、駐車場出入口のポールに接触した状態の運転席ドアと車体の間に挟まれた被災者が発見されたもの。

トラックについて、エンジンはかかっておらず、サイドブレーキを引いておらず、歯止めをしていなかった。

事業場では、定期的にトラック逸走の危険性や、トラックを逸走させない対策について安全教育を実施していた。



原因

- 1 トラックを停車させるとき、サイドブレーキを引くこと及び輪止めをすることの措置を徹底させられなかったこと。
- 2 駐車場で一時的にトラックを停車するとき、平坦な場所に停車させなかったこと。

再発防止策

- 1 安全教育手法や頻度を見直しすること等により、サイドブレーキを引くこと及び輪止めをすることの措置を徹底させること。
- 2 駐車場でトラックを一時的に停車するとき、平坦な場所に停車させること。

災害発生事業場所在地	東京都
災害発生場所	千葉県
業種	道路貨物運送業
事業場規模	10～29人

労働災害事例

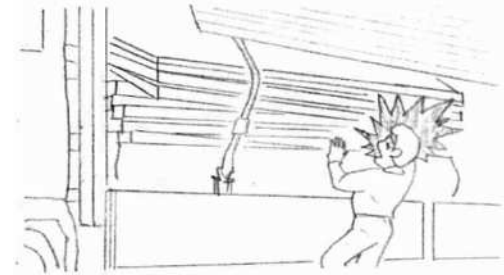
トラック荷台からの荷崩れにより死亡

発生状況

荷の配送先に到着したウイング車のトラック運転者である被災者は、パワーゲートを開き、緩衝材をはずす作業や、ラッシングベルトを緩める作業を行っていた。

その後、トラック荷台側面から崩れた資材（複数の平板と角棒で構成され、重量約540 kg）の下敷きになっているところを発見された。

なお、配送に先立って被災者所属事業場での荷の積込みにあたり、フォークリフト運転手が荷を荷台に積載し、被災者がラッシングベルトによる固縛を行った。また、トラックが配送先に到着した時点で、運行中にトラックに生じた慣性の働きや遠心力により既に荷のバランスは失われていたものである。



原因

- 1 ラッシングベルトにより荷が完全に固定されていなかったこと。
- 2 荷の積込みに関与したトラック運転手である被災者及びフォークリフト運転手に対して、荷崩れ防止のための安全教育を行っていなかったこと。
- 3 トラック荷台上の荷がバランスを失っていたときにおける荷卸し時の対応について、被災者所属事業場と配送先での役割分担が明確となっていなかったこと。
- 4 荷卸しの準備作業において、被災者に保護帽を着用させていなかったこと。

再発防止策

- 1 ラッシングベルトにより荷を確実に固定させること。
- 2 荷の積込みに関与したトラック運転手である被災者及びフォークリフト運転手に対して、荷崩れ防止のための安全教育を行うこと。
- 3 トラック荷台上の荷がバランスを失っていたときにおける荷卸し時の対応について、事業場と配送先での役割分担を明確にすること。
- 4 荷卸しの準備作業において、保護帽を着用させること。

災害発生事業場所在地	静岡県
災害発生場所	千葉県
業種	道路貨物運送業
事業場規模	30～49人

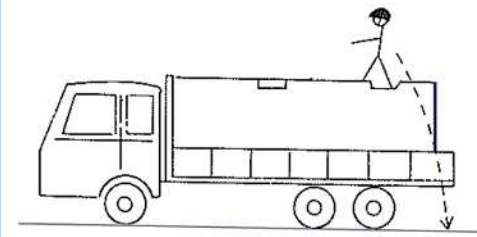
労働災害事例

荷台の上で荷物のシート掛け作業中に、シート上から墜落

発生状況

被災者は、親会社の駐車スペースにおいて、トラックの荷台の上で荷物（建築用の鋼材）にシート掛けをしている時に、荷物にシートを被せ、その上（地上からの高さ約1.9m）に乗った際に、荷物に錆止め用の油が塗布されていたためにシートが滑り、バランスを崩して地面に墜落し、右足を負傷したもの。

なお、被災者は、保護帽を着用しており、トラックのあおりに取り付けられているはしごを使用して昇降していた。



原因

- 1 不安全な状態の積荷の上で作業を行ったこと。
荷物の上が滑りやすいことにより作業中の労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、積荷の上で作業を行ったこと。
- 2 荷物のシート掛け作業について、安全な作業手順書を作成していなかったこと。

再発防止策

- 1 荷主に対して、荷締め作業等における作業スペースの確保と、立ちうまの設置を要請し、やむを得ず協力が得られないときには自社のトラックに持ち運びが容易な脚立を備え付け、使用できるようにする。
- 2 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を踏まえた作業手順書を作成して、運転手全員に配布し、荷台の上での作業についての手順を確認する。
- 3 やむを得ず積荷の上での作業が発生した場合の足元の安全の確保・安全な作業姿勢について指導・周知する。
- 4 岡山労働局作成の「トラック運送業 労災撲滅チェックリスト（運転者用）」を用いて、作業が適切に行われているか確認する。
- 5 耐滑性が高い安全靴を着用するようにする。

災害発生事業場所在地	千葉県
災害発生場所	千葉県
業種	道路貨物運送業
事業場規模	5～15人

労働災害事例

荷台に積み込んだ部材にシート掛けしようとして部材の上に上がろうとした際、荷がずれて墜落

発生状況

被災者は、荷の積み込み作業完了後、翌日が雨の予報だったため、シート掛け作業を行おうと部材の上に上がろうとした際、荷がずれてトラックの荷台から墜落し、とっさに地面に手をついたため手首を負傷したもの。

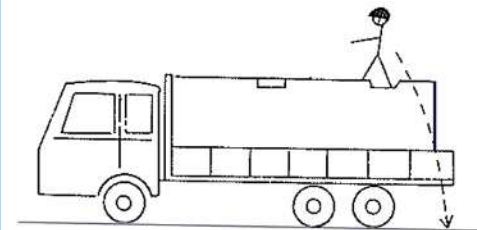
平積みの2トントラックで、地面から荷の上までの高さは2メートルから3メートル弱であった。

被災者はヘルメットを着用していた。

部材は重いもので1つ当たり70～80kg、4メートルの鉄製棒状の部材、ALC、壁材等の住宅建材を積んでいた。

災害発生時はもう一人の作業員が現場におり、また他企業の作業員もいたため、現場には3、4人いたが、被災者は声掛けをせず一人で作業に着手した。

また、ラッシングベルトをつかんで荷台上に上がらず、部材もロープで一重くくっているのみであったことから、不安定な状態にあったものと推定される。



原因

- 1 荷が十分に固定されていなかったこと。
- 2 シート掛け作業を行うにあたり、他の作業員に声を掛けて2人での作業を行わなかったこと。
- 3 安全に作業を行うための教育が徹底されていなかったこと。

再発防止策

- 1 荷の固縛作業を徹底すること。
- 2 荷のシート掛け作業において、2人作業を徹底し、荷台の上での作業を行わないようにすること。
- 3 上記1、2に留意した作業手順書を作成すること。
- 4 上記3の作業手順書に基づいた安全教育を実施すること。
- 5 リスクアセスメントを実施すること。

災害発生事業場所在地	千葉県
災害発生場所	千葉県
業種	道路貨物運送業
事業場規模	5～15人